

債務負担行為に基づく支出予定額に係る将来負担額の算定方法（将来負担比率）

○ 将来負担比率の対象となる「債務負担行為に基づく支出予定額」とは、前年度末時点において地方公共団体が予算に定めている債務負担行為（設立法人以外の者のための債務負担行為を除く）に基づく支出予定額のうち、地方債をその財源とすることができる地方財政法第5条各号の経費に係るもので、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額（当該年度以降の利払いに係る支出予定額を除く）をいう（法2IVロ、令5、則8）。

○ 将来負担比率の対象となる「債務負担行為に基づく支出予定額」のイメージ

